

第 130 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 7 年 12 月 9 日（火） 13:30～15:55

2. 開催場所：日本電気協会 A 会議室+Web

3. 出席者：(敬称略・順不同)

【委員長】 大崎（東京大学）

【委 員】 金子（東京大学）

國生（中央大学）

望月（大阪大学）

横倉（武藏大学）

吉川（京都大学）

小溝（大阪大学）

今井（神奈川県消費者の会連絡会）

大河内（主婦連合会）

香月（送配電網協議会）

中小路（伏見委員代理：東京電力ホールディングス）

川北（中部電力パワーグリッド）

松浦（関西電力送配電）

郡司（日本電線工業会）

阿部（日本配線システム工業会）

白井（電気保安協会全国連絡会）

芳賀（全国電気管理技術者協会連合会）

松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）

清水（日本電力ケーブル接続技術協会）

中村（日本機械学会）

橘（日本電気協会）

小暮（電気設備学会）

友澤（日本ガス協会）、

増川（火力原子力発電技術協会）

爾見（発電設備技術検査協会）

大岡（日本非破壊検査協会）

稻本（日本溶接協会）

小井澤（電力土木技術協会）

木田（日本風力発電協会）

小笠原（大谷委員代理：大口自家発電施設者懇話会）

北林（日本内燃力発電設備協会）

手塚（日本電気計器検定所）

【委任状提出】 井上（電力中央研究所）、中澤（電源開発）、本吉（電気学会）、
亀田（太陽光発電協会）
【欠 席】 栗田（日本電機工業会）、太田（日本電設工業協会）、安部（電気工
事技術講習センター）
【顧 問】 日高（東京電機大学）
横山（東京大学）
【説明者】 電気設備技術基準関連規格等調査委員会：佐藤（日本電気協会）
【事務局】 原山、小林（幸）、永野、西島（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No.1-1 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和7年12月9日現在）
資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
資料 No.1-3 第129回日本電気技術規格委員会 議事要録
資料 No.2-1 電気設備の技術基準の解釈に関連付ける規格の評価のお願いについて
（電気設備技術基準関連規格等調査委員会）
資料 No.2-2 電気設備の技術基準の解釈が引用する規格に関する電気設備技術基準関
連規格等調査委員会での確認結果
資料 No.2-3 JIS H 3300(2018)「銅及び銅合金の継目無管」の定期確認に関する技術
評価書（案）
資料 No.2-4 JIS T 1022(2023)「病院電気設備の安全基準」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-5 JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHz
の交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に対する要求事項」の定期確
認に関する技術評価書（案）
資料 No.2-6 JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」の定期確認に関する技術評価書
（案）
資料 No.2-7 JIS B 8210(2025)「安全弁」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-8 JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造—一般事項」に関する技術評価書
（案）
資料 No.2-9 JIS K 7350-1(2020)「プラスチック実験室光源による暴露試験方法 第
1部：通則」の定期確認に関する技術評価書（案）
資料 No.2-10 JIS G 3101(2024)「一般構造用圧延鋼材」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-11 JIS G 3106(2024)「溶接構造用圧延鋼材」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-12 JIS G 3129(2024)「鉄塔用高張力鋼鋼材」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-13 JIS G 3474(2024)「鉄塔用高張力鋼管」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-14 JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置-第3部：開閉器、断
路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」に関する技術評価書（案）
資料 No.2-15 JIS G 3352(2014)「デッキプレート」の定期確認に関する技術評価書
（案）

- 資料 No.2-16 JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」の定期確認に関する技術評価書(案)
- 資料 No.2-17 JIS C 3410(2018)「船用電線」の定期確認に関する技術評価書(案)
- 資料 No.2-18 JIS G 3456(2024)「高温配管用炭素鋼鋼管」に関する技術評価書(案)
- 資料 No.2-19 国への要請文案ならびに電気設備の技術基準の解釈の改正案および民間規格のリスト化案 (JIS G 3129、C 8201-3、G 3456)
- 資料 No.2-20 国への報告案 (JIS T 1022、B 8210、B 8265、G 3101、G 3106、G 3474、H 3300、C 1910-1、C 4604、K 7350-1、G 3352、C 3408、C 3410)
- 資料 No.3 外部への公告案について
- 資料 No.4 前回(第 129 回)JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果
- 資料 No.5 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧

5. 議事要旨 :

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が、委任状と代理出席者を含め 36 名であることが報告された。これにより、規約で定める定足数 26 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから委員会の成立が確認された。

5-2. 委員名簿の確認

事務局より、資料No.1-1 に基づき、委員名簿について説明が行われ、確認した。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について説明後、委員会で本日の議題が資料 No.1-2 の競争法に関わるコンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)に該当しないことが確認された。

5-4. 第 129 回委員会議事要録案（報告）

事務局より、資料No.1-3 に基づき、前回第 129 回委員会議事要録について、説明が行われた。

なお、今回より議事要録の確認方法が変更となり、委員会前に内容が確定され、議事要録として JESC ホームページに掲載したことも併せて報告した。

5-5. 電技解釈が引用している民間規格のリスト化の実施について(電気設備技術基準関連規格等調査委員会)（審議）

電気設備技術基準関連規格等調査委員会より、資料No.2-1、2-2、2-19、2-20 に基づき、「電気設備の技術基準の解釈に関連付ける規格の評価のお願いについて」の説明があった。

今回、16件のJISについて、第16回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）に基づき国へ要請するため、事務局より、技術評価書（案）（資料No.2-3～資料No.2-18）、国への要請文案・電技解釈改正案・民間規格のリスト化案（資料No.2-19）及び国への報告案（資料No.2-20）について説明があった。

なお、本件の審議にあたり、栗田委員、郡司委員は、令和7年度に調査を実施した電気設備技術基準関連規格等調査委員会の委員として参加しているため（資料No.2-1、35ページ）、本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、技術評価書（案）の記載内容の変更を委員に確認後、変更した内容を反映することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：資料の中で詳しく検討されているため、結論を変えるということではない。ただ、資料No.2-2 P2では、「規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はない」と判断したとの記載がある。これに対応した形で、例えば資料No.2-7の技術評価書（案）では、表1の適合性の確認欄にも同様の記載がある。「同等以上」とは内容を明確化する意味で使用していると思うが、同等以上の「以上」に着目すると、どんどん条件が厳しくなっていくように読み取れないとも限らない。「同等以上」とは、より条件を厳しくしたのではないと理解しているが、いかがであるか。

A1：表1の適合性確認欄は、電気設備技術基準関連規格等調査委員会の表現と整合させる形で記載しており、従前より同様の記載となっている。「同等以上」とは、段々と条件を厳しくするという趣旨ではなく、同等あるいは部分的にそれ以上であるということを意味している。従って、同等でももちろん問題はない。

C1：数年前にほぼ同様な質問を行った。JIS規格の改正において改正前と改正後の内容は同等であるが、資料の記載が同等以上となっていたことへの質問である。同等以上とするのは論理的には正しいものの、日本語的にはどうであるかとの趣旨である。結果的には、同義性から言えば同等以上ということとなった。確かに他のJIS規格では、改正後の条件が改正前の条件以上となっているものもあったため、プロトコルとして同等以上で審議を進めて行くとの説明に個人的には納得した。そのため、今回も同等以上と記載していると理解している。

同等以上と記載すると、条件をより厳しくしてしまうという懸念はその通りであると考えつつも、確認結果の記載内容についてはこれまでの流れもあるため、個人的には今の記載を継続しても良いと考える。民間規格リスト化の評価システムを進める上で、あえて今変更しなければならないほどの積極的な理由ではないと感じる。

C2：同等以上とは、より条件を厳しくするのではないという意味合いである。そのため、今回は記載についての変更は不要と考える。但し、条件を緩和する場合は、別途技術的にきちんとした詳細な議論が必要となる。

Q2：資料No.2-3、P3 他、適合性の確認欄、技術評価書(案)の文章において、電気設備技術基準関連規格等調査委員会の調査では技術的問題はないと判断したため、関連する省令基準に適合すると評価したとの記載がある。電気設備技術基準関連規格等調査委員会で技術的問題はないとしているため、JESC でも問題なしとしてそのまま審議を進めるのではなく、JESC で問題なしと評価した観点または理由を一言記載し、評価の判断を分かるようにすべきであると考える。なお、評価した観点または理由は、必ずしも技術評価書(案)に記載されていなければならないという訳ではなく、別の資料で記載しても良い。

A2：表 1 の適合性確認欄の記載は、従前の書き方をそのまま踏襲している。JIS の審議案件は 4 年前から始まっており、この時から同様の記載となっている。記載内容に問題があるのであれば、今後検討をさせて頂く。

A2：資料No.2-3 を例に説明すると、適合性の確認欄に「技術的問題はないと判断している」との記載がある。JESC で問題なしと評価した内容は文章から読み取れないかも知れないが、電気設備技術基準関連規格等調査委員会の確認結果をそのまま受け入れたのではなく、JESC 事務局としても資料の内容に矛盾はなく問題がないことを確認した。

Q3：資料No.2-2、P38～P52、電気設備技術基準関連規格等調査委員会の資料の中に調査検討表があり、「6. 引用規格と新規格の規格内容の比較」の項目に調査のポイントが記載されていると思われる。一方、技術評価書(案)は、関連する国の基準と照らし合わせて調査項目を記載し、電気設備技術基準関連規格等調査委員会の確認結果と対応して、引用する形となっている。技術評価書(案)には具体的に記載されていないが、「6. 引用規格と新規格の規格内容の比較」の項目と JESC での評価内容が対応すると考えられる。

そこで、既にリスト化された JIS 規格の定期確認については、具体的な調査内容が分からぬが、どうであったか。

A3：今までの JIS 規格のリスト化の審議は、規格の改定や新規規格の取り込みであり、定期確認は今回が初めての事例となる。定期確認については、資料の様式や提出の有無が決められていないため、今回の資料には定期確認の詳細な内容は含まれていない。

Q4：JIS 規格の定期確認については、変更がなかったため調査検討表の様な詳しい形にならなかつたと理解した。しかし、総括表程度の資料はあった方が良いと考える。

A4：資料No.2-1、総括表ではないが、今回定期確認したJIS規格の一覧は、P36～P37の「(3)リストAの調査対象規格」に記載されている。

Q5：資料No.2-3、P3、適合性の確認欄、その後も引き続き電技解釈に取り入れられたJISを引用できるということと、関連する省令基準に適合するということは意味合いが違うのか。

A5：これらの内容は関連している。表1の評価項目欄は、省令基準に適合しているかどうかの判断材料を示している。既にリスト化されたJIS規格の定期確認の場合、JIS規格の改定年は更新されないが、規格内容が評価項目欄の条件を満たしていれば、省令基準に適合していると判断できる。そのため、引き続き省令基準でそのJIS規格を引用できる。JIS規格の改定年が更新されないからといって、既にリスト化された全ての規格が引用できなくなるというものではない。

C3：資料No.2-3、P3、適合性の確認欄、委員のご指摘は、後半の文章が電気設備技術基準関連規格等調査委員会で技術的問題がないと判断しているため、JESCにおいても関連する省令基準に適合すると判断した形になっているのが問題であるとの意図だと思う。そのため、「技術的問題がないと判断しているため、引き続き電技解釈にJISを引用できるとしている。」の文章を「技術的問題がないと判断している。」で終わらせ、一つの判断基準とする。その次に「JESCとして引き続き電技解釈にJISを引用できる。」と記載し、文章を分けたら良いのではないか。ただ、JESCに関する記述は、前の文章に続けて記載するか、それとも箇条書きの別の項目とするのかを考える必要がある。

Q6：意見は、電気設備技術基準関連規格等調査委員会で技術的問題がないと判断しているため、JESCにおいても関連する省令基準に適合すると判断したと、鵜呑みをしたような誤解を生じかねない記載になっている。この記載は、適切ではないのではないかとの趣旨である。何か工夫した記載であれば良い。

A6：今の意見を踏まえ、次回に修正を行いたい。具体的には、「技術的問題がないと判断しているため、引き続き電技解釈にJISを引用できるとしている。」の文章を2つの文章に分けたり、適合性の確認欄の最下部に記載した「以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。」の前に1行改行をしたり、矢印を書いて四角で囲むなど、記載方法を工夫したいと考える。

Q7：記載方法の変更は、次回からでも良いか。

A7：本日の審議では、当該箇所の記載を変更する方針を含めて承認を頂きたい。そして、委員会後に記載を修正した技術評価書(案)を委員に確認して頂くこととする。

Q8：JESCのホームページの「国の基準への引用規格」のページに掲載されている、リストAの適用欄の表現について確認したい。適用欄の記載を大きく分けると、①規格名と該当する項目を記載してこれに適合すること、②該当する項目のみを記載

してこれに適合すること、の2つのパターンが混在している。どちらの表現に統一するかという考え方があれば確認したい。近年では、②該当する項目のみを記載してこれに適合すること、のパターンを確認している。

A8：以前は、規格名と該当する項目を記載してこれに適合することとしていたが、最近では該当する項目のみを記載してこれに適合することとなった。民間規格のリスト化を始めた時点では、電力安全課と相談した結果、規格名と該当する項目の両方となった。しかし、2年位前から電力安全課が電技解釈の文章表現を変更してきたこともあり、JESC側でも表記を整合させ、該当する項目のみの記載としている。

Q9：以前については、変更せずに規格名と該当する項目を記載のままでし、今後は該当する項目のみを記載するということか。

A9：その通り。もちろん、適用欄の記載を詳細にすれば分かり易いというはあるが、電技解釈の文章表現が変わってきたため、今後も該当する項目のみの記載としていく。なお、過去に国へ提出した要請書で詳細な記載をしたが、電技解釈の改正後の文章では簡単な表現の定型文となった。このため、JESC側で表記を整合させているのが実情である。

5-6. 外部への公告案について（審議）

事務局より、資料No.5に基づき、本日審議した評価案件の外部公告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A）

Q1：パブコメを実施する際は、先程審議を行った技術評価書(案)が添付されるのか。

A1：その通り。

Q2：場合によっては、スケジュールが若干変更になることもあるという理解で良いか。

A2：その通り。

Q3：スケジュールが変更になる場合は、単純に日程がシフトするということで良いか。

A3：その通り。実施時期が若干遅くなるということである。

5-7. 前回(第129回)JESCで承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果（報告）

事務局より、資料No.4に基づき、前回(第129回)JESCで承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果について報告があった。

5-8. 国へ要請した案件の状況について（報告）

事務局より、資料No.5に基づき、国へ要請した案件の状況について報告があった。

6. その他（報告）

6-1 次回の委員会開催日時

事務局より、次回の第 131 回委員会は、令和 8 年 2 月 17 日（火）13:30 から開催する予定であるとの説明があった。

なお、審議案件が多い場合は、開始時間が 13:00 になる場合があるとの旨の説明もあった。

以上